

青森県報

第三千九十号

平成二十一年
五月二十九日
(金曜日)

目次

告 示

証紙売りさばき人の指定…………… (出 納 課) …… 一

人事委員会

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部
を改正する規則…………… (職 員 課) …… 一

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (交通企画課) …… 二
委託講習の実施に関する規則の一部を改正する規則…………… (運転免許課) …… 七
銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の
指定に関する規則…………… (生活環境課) …… 八

告 示

青森県告示第三百八十号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和
三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十一年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

八戸市白銀三丁目四の一

佐々木 彰子

二 指定年月日

平成二十一年五月二十九日

三 売りさばき場所

八戸市白銀三丁目四の一

人事委員会

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成二十一年五月二十九日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。
附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十一年六月に支給する勤勉手当に関する第十四条第一項及び第二項並びに

第十四条の二第一項の規定の適用については、第十四条第一項第一号中「百分の八
十六以上百分の百四十五以下」とあるのは「百分の八十以上百分の百三十五以下」
と、「百分の百一以上百分の百八十五以下」とあるのは「百分の九十九以上百分の

の百六十五以下」と、同項第二号中「百分の七十八・五以上百分の八十六未満」と
あるのは「百分の七十三以上百分の八十八未満」と、「百分の百一以上百分の百十一
未満」とあるのは「百分の九十以上百分の九十九未満」と、同項第三号及び第四号

中「百分の七十一」とあるのは「百分の六十六」と、「百分の九十一」とあるのは
「百分の八十一」と、同条第二項中「百分の七十一」とあるのは「百分の七十一
以上百分の七十二・五以下」とあるのは「百分の六十六」とあるのは「百分の

六十六以上百分の六十七・五以下」と、「百分の九十一」とあるのは「百分の

九十一以上百分の九十二・五以下」とあるのは、「百分の八十一」とあるのは「百分の八十一以上百分の八十二・五以下」と、第十四条の二第一項中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第七号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項中「別記様式第二十号の二」を「別記様式第二十号の六」に改め、同条第二項中「別記様式第二十号の三」を「別記様式第二十号の七」に改め、同条を第二十七条の四とし、第二十七条の二中「第二十条第二項第一号、」を削り、同条中「当該届出、申請又は申出」を「当該申請又は申出」に改め、同条を第二十七条の三とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

（認知機能検査受検申請書等）

第二十七条の二 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）を受けようとする七十五歳以上の者は、認知機能検査受検申請書（別記様式第二十号の二）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会が行う認知機能検査の結果の通知は、講習予備検査（認知機能検査）結果通知書（別記様式第二十号の三、別記様式第二十号の四又は別記様式第二十号の五）により、受検者に交付して行うものとする。

第四十二条の三中「七十歳以上の者又は法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者に対する」を「七十歳以上七十五歳未満の者及び認知機能検査を受けた七十五歳以上の者のうち施行規則第二十九条の三第一項の式により算出した数値が零以下の者に対し」に、「自動車及び原動機付自転車」を「自動車等」に、「影響」を「著しい影響」に改め、「及びその結果に基づき指導」を削る。

別表第一中

一級から三級の一までの各級

を 一級から四級までの各級

に改める。

別記様式第二十号の三中「第20号の3（第27条の3第1号）」を「第20号の7（第27条の4第1号）」に改め、同様式を別記様式第二十号の七とし、別記様式第二十号の二中「第20号の2（第27条の3第1号）」を「第20号の6（第27条の4第1号）」に改め、同様式を別記様式第二十号の六とし、別記様式第二十号の次に次の四様式を加える。

別記様式第20号の2 (第27条の2関係)

認知機能検査受検申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所 _____
申請者 氏名 _____ 印
生年月日 _____ 年 月 日生
電話 _____ (_____)

認知機能検査（道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査）を受けたいので申請します。

交付公安委員会 番号	公安委員会 号										
	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	
免許 種類 別	大型	中型	普通	大型	普通	小型	原付	けん引	大型	大型	
	特	通	特	特	特	特	特	特	特	特	
希望する講習の車種		四輪 二輪 原付									
講習月日											
講習場所											
収入証紙紙ちよつ付欄		認知機能検査の受検を必要としない175歳未満の手数料 _____ 円 認知機能検査の受検を必要とする75歳以上の手数料 _____ 円									

- 注
- 1 印は記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第20号の3 (第27条の2関係)

講習予備検査（認知機能検査）結果通知書

氏名 _____
生年月日 _____
検査場所 _____

総合点 点

(A) 点

(B) 点

(C) 点

記憶力・判断力が低くなっています。

記憶力・判断力が低くなっています。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の台図が遅れる傾向がみられますので、今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、あなたが検査前の一定期間内に特定の違反行為をしていたり、検査後に特定の違反行為をした場合は、臨時適性検査（専門医による診断）を受けていただくお知らせが公安委員会からあります。

この臨時適性検査の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止といった行政処分の対象となります。

総合点によって次のように判定がなされています。	
36点以上	記憶力が判断力が低くなっています。
0点超36点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
0点以下	記憶力・判断力に心配ありません。

高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この畫面を必ず持参してください。

年 月 日
公安委員会 印

記号様式第11号S11（黒田）

（裏面）

講習予備検査の採点方法や判定等について

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。誤った回答が多くなるにつれて総合点が高くなりません。総合点 = 7.731 + 0.641 × A - 0.523 × B - 0.315 × C

Aは「年」、Bは「月」、Cは「日」、Dは「曜日」、Eは「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。誤った回答をすると点数がつかず、総合点にプラスされません。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかず、総合点から引かれます。Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかず、総合点から引かれます。

総合点による判定

判定の基準となる点数（0点や36点）は、講習予備検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。講習予備検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が36点以上であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点未満であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。記憶力、判断力が低くなっているときでも、免許証の更新をすることはできますし、ただちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、その場合には、一定の期間に信号無視や一時不停止などの特定の交通違反がある場合には、警察から連絡があり、専門医の診断を受けることになります。認知症と診断された場合は、免許が取り消されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、講習予備検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

記号様式第11号S12

別記様式第20号の4（第27条の2関係）

講習予備検査（認知機能検査）結果通知書

氏名 〇〇〇〇〇〇
生年月日 〇〇/〇〇/〇〇
検査場所 〇〇〇〇〇〇

総合点 点

- (A) 点
- (B) 点
- (C) 点

記憶力・判断力が少し低くなっています。

記憶力・判断力が少し低くなっています。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向がみられます。そのため、自動車を運転するときは、

- ・ 信号をしっかり確認する習慣をつけ、常に信号機の状態を意識しながら運転するようにすること。
 - ・ 交差点を通行する際は、必ず安全を確認し、一時停止標識がある場合には、停止線の手前で一時停止すること。
 - ・ 進路変更をする際は、早めに合図を出すようにして、後方と横の安全の確認を必ず行うこと。
- などに注意して、安全運転を心がけてください。

総合点によって次のように判定がなされています。

36点以上	記憶力・判断力が低くなっています。
0点超36点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
0点以下	記憶力・判断力に心配ありません。

高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この畫面を必ず持参してください。

年 月 日

公安委員会 印

(裏面)

講習予備検査の採点方法や判定等について

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
誤った回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。
総合点 = 7.731 + 0.641 × A - 0.523 × B - 0.315 × C

Aは「年」、月、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。誤った回答をすると点数が付き、総合点に加えられません。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付き、総合点から引かれます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付き、総合点から引かれます。

総合点による判定

判定の基準となる点数(0点や36点)は、講習予備検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。
講習予備検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が36点以上であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点未満であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。
記憶力、判断力が低くなっているときでも、免許証の更新をすることはできますし、ただちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、その場合には、一定の期間に信号無視や一時不停止などの特定の交通違反がある場合には、警察から連絡があり、専門医の診断を受けることになります。
認知症と診断された場合は、免許が取り消されます。
今回の検査の結果について、御質問のある方は、講習予備検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

別記様式第20号の5 (第27条の2関係)

講習予備検査(認知機能検査)結果通知書

氏名
生年月日
検査場所

総合点

- (A) 点
(B) 点
(C) 点

記憶力・判断力に心配ありません。

記憶力・判断力に心配ありませんが、これから受けていただく高齢者講習において指導されることに注意して、これからも安全運転に心がけてください。

また、個人差はありますが、加齢により身体の機能が変化することから、自分自身の身体の機能の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

これからも油断することなく、適度な緊張と慎重さを忘れないようにしましょう。

総合点によって次のように判定がなされています。

Table with 2 columns: 総合点 (Total Score) and 判定 (Judgment). Rows include: 36点以上 (記憶力・判断力が低くなっています。), 0点超36点未満 (記憶力が少し低くなっています。), 0点以下 (記憶力・判断力に心配ありません。)

高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

公安委員会 印

県庁様へ 第三十号 (県報)

(裏面)

講習予備検査の採点方法や判定等について

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
誤った回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。
総合点 = $7.731 + 0.641 \times A - 0.523 \times B - 0.315 \times C$

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。誤った回答をすると点数が付き、総合点に加えられません。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付き、総合点から引かれます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付き、総合点から引かれます。

総合点による判定

判定の基準となる点数(0点や36点)は、講習予備検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。講習予備検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が36点以上であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点未満であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。
記憶力、判断力が低くなっているときでも、免許証の更新をすることはできますし、ただちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、その場合には、一定の期間に信号無視や一時不停止などの特定の交通違反がある場合には、警察から連絡があり、専門医の診断を受けることになります。認知症と診断された場合は、免許が取り消されます。
今回の検査の結果について、御質問のある方は、講習予備検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

県庁様へ 第三十号 (県報)

別記様式第35号 (第40条関係)

高齢者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所

申請者 氏名 _____ 印 _____
生年月日 _____ 年 月 日生 _____
電 話 _____ (_____)

道路交通法第108条の2第1項第12号の規定による高齢者講習を受けたいので申請します。

交付公安委員会		公安委員会									
番号	第										号
免許証	免 許 種 別	大型	中型	普通	大型	普通	小型	原付	大型	普通	大型
		大型	中型	普通	大型	普通	小型	原付	大型	普通	大型
希望する講習の車種		四輪 二輪 原付									
講習月日											
講習場所											
収入証紙枚数		円									
認知機能検査の受検を必要とする75歳以上の手数料		円									

- 注
- 1 印は記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第三十七号の二を次のように改める。

別記様式第37号の2 (第42条の2関係)

特定任意高齢者講習受講申請書

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

年 月 日

住所 _____

申請者 氏名 _____ 印 _____

生年月日 _____ 年 月 日 生 _____

電 話 _____ (_____) _____

道路交通法施行令第37条の6の2第1項第1号、第2号の規定による特定任意高齢者講習を受けたいので申請します。

免 許 証	交付公安委員会番号	公安委員会 _____ 号												
	免 許 種 別	大型	中型	普通	大型特	大型二	普通二	小特	原付	けん引	大型二	普通二	大型特	けん引
希望する講習の車種		四輪				二輪		原付						
講習月日														
講習場所														
収入証紙および付欄		認知機能検査の受検を必要としない75歳未満の手数料 _____ 円 認知機能検査の受検を必要とする75歳以上の手数料 _____ 円												

- 注
- 1 印は記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

委託講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年五月二十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第八号

委託講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

委託講習の実施に関する規則（昭和四十九年四月青森県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改め、「第二条第一項第一号の表の一の項」の下に「及び第二号の表の一の項」を加え、同条第十八号中「第二条第一項第一号の表の二の項」の下に「及び第二号の表の二の項」を加え、同条第十九号中「七十歳以上の者又は法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者に対する」を「七十歳以上七十五歳未満の者及び法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）を受けた七十五歳以上の者のうち施行規則第二十九条の三第一項の式により算出した数値（以下「算出数値」という。）が以下の者に対し」に、「影響」を「著しい影響」に改め、「及びその結果に基づき指導」を削る。

別表十一中第三号及び第四号を次のように改める。

三 受講対象者	(一) 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者及び認知機能検査を受けた七十五歳以上の者 (二) 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の特定失効者及び認知機能検査を受けた七十五歳以上の特定失効者
四 講習の実施方法	(一) 受講人員等の編成 七十歳以上七十五歳未満の者及び七十五歳以上の者に分

	類してそれぞれ三人以内とする。 (二) 講習の時間 ア 七十歳以上七十五歳未満の者の講習時間は三時間とする。ただし、小型特殊免許のみを保有する者は一時間三十分とする。 イ 認知機能検査の結果に基づいて行われる七十五歳以上の者の講習時間は二時間三十分とする。ただし、小型特殊免許のみを保有する者は一時間三十分とする。
--	--

別表十四中第三号を次のように改める。

三 受講対象者 チャレンジ講習において、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかの確認を受け、チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者	
---	--

別表十五中第三号及び第四号を次のように改める。

三 受講対象者 免許証の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者及び認知機能検査を受けた七十五歳以上の者	四 講習の実施方法 (一) 受講人員等の編成 七十歳以上七十五歳未満の者及び七十五歳以上の者に分類してそれぞれ三人以内とする。 (二) 講習の時間 ア 七十歳以上七十五歳未満の者の講習時間は三時間とする。 イ 認知機能検査の結果に基づいて行われる七十五歳以上の者の講習時間は二時間三十分とする。
---	--

別表十六中第三号を次のように改める。

三 受講対象者 免許証の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者及び認知機能検査を受けた七十五歳以上の者のうち算出数値が零以下の者	
--	--

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第九号

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則

(医師の指定)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第十二条の三の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の上欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医 師
法第五条第一項第一号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の二第三号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第五条第一項第三号及び第四号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第五条の二第三号に規定する病気にかかっている者	上欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第八条第十六項に規定する認知症である者	上欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

(告示)

第二条 青森県公安委員会は、前条の規定により医師を指定したときは、次に掲げる

事項を青森県報で告示するものとする。

- 一 指定した医師の氏名
- 二 その者が勤務する病院等の名称及び所在地
- 三 診断の対象者
- 四 指定年月日

(委任)

第三條 この規則に関し必要な事項は、青森県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭